

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	科学技術振興事業団	政府出資額	630,456,621,100円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人科学技術振興機構	政府出資額	188,624,550,237円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	441,832,070,863円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）</p> <p>附則 （事業団の解散等）</p> <p>第二条 科学技術振興事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて機構が承継する。</p> <p>（機構への出資）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する旧一般勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資のあったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し文献情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。</p> <p>3 前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>4～6 略</p>		
政府出資額が増減した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発費の使用分を欠損金として扱ったものを整理したことによる減（約 4,327億円） ・ 建物等の保有資産の時価評価による減（約 86億円） ・ 会計基準の変更に伴う貸倒引当金の増加による減（約 5億円） 		
備 考			

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	日本学術振興会	政府出資額	1 2 0 , 3 7 6 , 9 1 0 , 0 0 0 円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人日本学術振興会	政府出資額	1 , 0 6 3 , 5 8 7 , 4 9 3 円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成 1 5 年 1 0 月 1 日	増 減 額	1 1 9 , 3 1 3 , 3 2 2 , 5 0 7 円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）</p> <p>附則</p> <p>第二条 日本学術振興会（以下「旧振興会」という。）は、振興会の成立の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて振興会が承継する。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、振興会が承継する資産の価額（次条の規定による廃止前の日本学術振興会法（昭和四十二年法律第百二十三号）第四条の基本金に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から振興会に対し出資されたものとする。</p> <p>7 前項の資産の価額は、振興会の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>8・9 略</p>		
政府出資額が増減した理由	<p>・研究開発費の使用分を欠損金として扱ったものを整理したことによる減（約 1 , 1 9 3 億円）</p>		
備 考			

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	理化学研究所	政府出資額	588,628,065,800円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人理化学研究所	政府出資額	234,305,992,733円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	354,322,073,067円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第一百六十号）</p> <p>附則 （理化学研究所の解散等）</p> <p>第二条 理化学研究所（以下「旧研究所」という。）は、研究所の成立の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて研究所が承継する。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第一項の規定により研究所が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、研究所が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から研究所に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から研究所に出資されたものとする。</p> <p>8 前二項の資産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>9～11 略</p>		
政府出資額が増減した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発費の使用分を欠損金として扱ったものを整理したことによる減（約 3,530億円） ・ 建物等の保有資産の時価評価による減（約 13億円） 		
備考			

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	航空宇宙技術研究所 宇宙開発事業団	政府出資額	51,472,680,793円 <u>3,122,536,055,902円</u> 合計 3,174,008,736,695円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	政府出資額	544,401,941,559円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	2,629,606,795,136円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）</p> <p>附則</p> <p>（国の有する権利義務の承継等）</p> <p>第九条 機構の設立の際、第十八条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時ににおいて機構が承継する。</p> <p>2 略</p> <p>（研究所及び事業団の解散等）</p> <p>第十条 研究所及び事業団は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて機構が承継する。</p> <p>2～11 略</p> <p>（機構への出資）</p> <p>第十一条 附則第九条第一項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に出資されたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第一項の規定により機構が研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（前条第八項の規定により読み替えられた旧研究所法第十五条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に出資されたものとする。</p>		

	<p>4 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継する事業団に属する資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額（当該差し引いた額が事業団の資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額）に、事業団に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に出資されたものとする。</p> <p>5 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する事業団に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に出資されたものとする。</p> <p>6 第一項に規定する財産の価額及び前3項に規定する資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>7・8 略</p>
<p>政府出資額が増減した理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発費の使用分を欠損金として扱ったものを整理したことによる減（約 26,609 億円） ・国の機関である宇宙科学研究所の業務の承継による増（約 227 億円） ・国への資産承継による減（約 20 億円） ・土地等の保有資産の時価評価による増（約 106 億円）
<p>備考</p>	

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	日本体育・学校健康センター	政府出資額	71,696,360,760円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人日本スポーツ振興センター	政府出資額	195,356,400,785円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	123,660,040,025円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）</p> <p>附則 （日本体育・学校健康センターの解散等）</p> <p>第四条 日本体育・学校健康センター（以下「旧センター」という。）は、センターの成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて、次項の規定により国が承継する資産を除き、センターが承継する。</p> <p>2～5 略6 第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、センターが承継する資産の価額（第一号から第三号に掲げる金額があるときは当該金額を加算した額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府からセンターへ出資されたものとする。</p> <p>一～四 略</p> <p>7 前項の資産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p>		
政府出資額が増減した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の時価評価による増（約1,168億円） ・承継に伴う資産計上基準の見直しによる工具器具備品の減（約4億円） ・資産見返負債を資本金に繰入れたことによる増（約139億円） ・保有資産の減価償却による欠損金を整理したことによる減（約66億円） 		
備考			

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	日本芸術文化振興会	政府出資額	403,976,536,080円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人日本芸術文化振興会	政府出資額	246,819,120,854円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	157,157,415,226円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）</p> <p>附則 （日本芸術文化振興会の解散等）</p> <p>第二条 日本芸術文化振興会（以下「旧振興会」という。）は、振興会の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて、次項の規定により国が承継する資産を除き、振興会が承継する。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、振興会が承継する資産の価額（次に掲げる金額の合計額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から振興会に出資されたものとする。</p> <p>一 次条の規定による廃止前の日本芸術文化振興会法（昭和四十一年法律第八十八号。以下「旧振興会法」という。）第二十五条の二の規定により設けられている 旧振興会法第十九条第一項第二号から第五号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項の規定による業務に係る勘定並びにその他の業務に係る勘定 において積立金として整理されている金額のうち、それぞれ文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額</p> <p>二 略</p> <p>7 前項の資産の価額は、振興会成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>8～12 略</p>		
政府出資額が増減した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・土地等の保有資産の時価評価による減（約 2,033億円） ・利益剰余金及び資本剰余金を資本金に繰入れたことによる増（約408億円） ・資産見返負債等を資本金に繰入れたことによる増（約53億円） 		
備 考			

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	日本育英会	政府出資額	3,700,969,000円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人日本学生支援機構	政府出資額	100,000,000円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成16年4月1日	増減額	3,600,969,000円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）</p> <p>附則</p> <p>（国の権利義務の承継等）</p> <p>第八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>4 略</p> <p>（日本育英会の解散等）</p> <p>第十条 日本育英会（以下「育英会」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて、次項の規定により国が承継する資産を除き、機構が承継する。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第一項の規定により機構が育英会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。</p> <p>6 附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。</p> <p>7 略</p>		
政府出資額が増減した理由	<p>・会計基準の変更に伴う貸倒引当金の増加による減（約 36億円）</p>		
備考			

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	海洋科学技術センター	政府出資額	364,394,473,500円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人海洋研究開発機構	政府出資額	84,210,463,543円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成16年4月1日	増減額	280,184,009,957円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）</p> <p>附則 （センターの解散等）</p> <p>第十条 センターは、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて機構が承継する。</p> <p>（機構への出資）</p> <p>第十一条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継するセンターに属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に出資されたものとする。</p> <p>5 第一項に規定する財産の価額及び前二項に規定する資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>6 略</p>		
政府出資額が増減した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発費の使用分を欠損金として扱ったものを整理したことによる減（約 2,814億円） ・ 国からの資産承継による増（約 24億円） ・ 建物等の保有資産の時価評価による減（約 12億円） 		
備考			

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	日本原子力研究所 核燃料サイクル開発機構	政府出資額	1,943,978,173,100円 <u>2,922,587,272,000円</u> 合計4,866,565,445,100円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人日本原子力研究開発機構	政府出資額	792,175,116,387円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成17年10月1日	増減額	4,074,390,328,713円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第一百五十五号）</p> <p>附則 （日本原子力研究所の解散等）</p> <p>第二条 日本原子力研究所（以下「旧研究所」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時ににおいて機構及び独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）が承継する。</p> <p>2～7 略</p> <p>8 第一項の規定により機構が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国並びに同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構及び理化学研究所が承継する資産の価額の合計額から機構及び理化学研究所が承継する負債の金額を差し引いた額に、旧研究所に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。</p> <p>9 第一項の規定により機構が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規程により政府以外の者から機構に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、文部科学大臣は、財務大臣と協議の上、第十八条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。</p> <p>10 略</p> <p>11 第一項の規程により理化学研究所が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに</p>		

	<p>従い理化学研究所が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から理化学研究所に対し出資されたものとする。</p> <p>12 第八項、第九項及び前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>13～15 略</p> <p>(核燃料サイクル開発機構の解散等)</p> <p>第三条 核燃料サイクル開発機構(以下「旧機構」という。)は、機構の成立時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継する資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額(当該差し引いた額が旧機構の資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額)に、旧機構に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し第十八条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。</p> <p>7 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、文部科学大臣及び経済産業大臣は、財務大臣と協議の上、第十八条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。</p> <p>8 略</p> <p>9 第六項及び第七項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>10～13 略</p>
<p>政府出資額が増減した理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発費の使用分を欠損金として扱ったものを整理したことによる減(約 42,215 億円) ・土地等の保有資産の時価評価による増(約 489 億円) ・資産見返負債を資本金に繰入れたことによる増(約 1,173 億円) ・(独)理化学研究所への資産承継による減(約 190 億円)
<p>備考</p>	